

# 安芸太田町会計年度任用職員募集案内（令和8年度採用分）

令和8年2月20日

安芸太田町

安芸太田町総務課

[住所]〒731-3810 安芸太田町大字戸河内784番地1

[電話]0826-28-2111

[安芸太田町公式ウェブサイト] <http://www.akiota.jp/>

応募受付期間

随時募集

## 1 募集職種、勤務条件等

各種条件	内容	
職種、採用予定者数、報酬額、勤務時間、応募条件等	【別表】を参照してください。 ※ 給料・報酬額は「見込額」です。今後給与改定等があった場合はそれによります。	
全職種共通事項	任用期間	令和8年4月1日以降の採用日から令和9年3月31日までの必要な期間勤務成績及び業務・予算措置の状況等に応じて、翌年度に再度任用される場合があります。
	各種手当	条件を満たす場合は、通勤手当等に相当する報酬や、期末勤勉手当が支給されます。
	社会保険	地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ加入します。
	休暇制度	任用期間や勤務日数に応じて年次有給休暇等の休暇制度があります。
	服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する各規定が適用されます。

※ 上記（別表含む）は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 2 応募資格

各職種応募条件を満たしている人でも、地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 安芸太田町の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 複数の職種に重複して応募することはできません。

### 3 申込受付期間

随時募集

(1) 受付事務は午前8時30分から午後5時15分まで行います。(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

### 4 申込方法

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、安芸太田町役場総務課又は各支所で配布します。

町ホームページからダウンロードもできます。

(2) 提出書類・申込先

郵送又は持参で申込をしてください。

ア 郵送

提出書類 (ア) 所定の選考申込書 1部

(イ) 資格を証明する書類の写し(資格を要する職種の場合のみ)

選考申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに簡易書留の郵送で提出してください。

申込先 〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1

安芸太田町役場総務課

封筒の表に赤字で「会計年度任用職員選考申込書」と記入してください。

イ 持参

提出書類 (ア) 所定の選考申込書 1部

(イ) 資格を証明する書類の写し(資格を要する職種の場合のみ)

選考申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

申込先 各所管へ提出してください。

(3) 注意事項

- ・ 申込書の記載事項に虚偽等があった場合、申込みが無効となる場合があります。
- ・ 申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。特に、郵送による申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ・ 申込書に添付する顔写真(裏面に氏名を記入してください。)は、申込日前3か月以内に撮影した、カラー、無帽、背景なしのものを貼付けしてください。

### 5 選考・採用

書類審査、必要に応じて面接等により各所管課が選考します。

選考結果は、随時お知らせする予定です。(任用された場合、正式な任用通知は勤務初日に交付します。)

なお、地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付とし、採用後1か月の勤務成績が良好であった場合、会計年度任用職員に正式採用します。

### 6 備考

- (1) 申込みに関して収集した個人情報については、採用手続き以外には使用しません。
- (2) 申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- (3) 申込書へは記入漏れのないようご注意ください。申込書受理後の記載内容の変更等は原則認めません。

## 7 各所管の問合せ先

役場

産業観光課           Tel.0826-28-1973

健康福祉課           Tel.0826-25-0250

教育委員会

教 育 課           Tel.0826-22-1212